

令和2年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業計画（報告）書

※これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の連携強化を支援する取り組みについて記載するものとする。
 なお、必要に応じ、後方支援病院や在宅医療専門診療所（機能強化型在宅療養支援診療所を含む）などの支援（補完）を得て、在宅医療を提供する切れ目のない診療体制の仕組みづくりに取り組むものである。

【地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するために必要な3つの取組】

取組事項	取組内容	現 状 (事前協議月の前月から過去6箇月間の状況)	取組目標 (事前協議月から向こう6箇月間の取組)	実 績 (事前協議月から翌年3月末までの取組)
1 これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の連携強化を図るための取組 ※グループ内の取組に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> グループに参加する事業所間で電子@連絡帳のプロジェクト機能等を利用し、事業所間でのシームレスな連絡・報告・相談することとします。 2 つ以上の事業所で連携が必要なケース等に対応する時には、電子@連絡帳の事前に患者の同意を得た上で、患者登録を行い基本データが閲覧できるようにします。 担当する患者に専門領域外の問題が生じた場合は、異なる領域に対して互いにコンサルテーションを行います。 患者からのファーストコールは訪問看護（夜間は訪問看護あさがお）とし、必要に応じて医師に連絡します。 <u>在宅診療に必要な資材について利便性を重視し、必要に応じて更新・補充する。</u> 	<pre> graph TD H[ひたちなか市医師会] <--> S[尚仁会クリニック] S <--> K[小松整形外科医院] S <--> A[アイビークリニック] K <--> A S <--> ST1[医師会訪問看護 ST] S <--> ST2[訪問看護 ST あさがお] </pre>		
2 在宅医療を提供する連携体制として必要な拠点機能を担う取組 ※地域との連携に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> 連携する医療機関において、連携窓口を明確化し、日常の取組や課題を共有するため、打合せ会を実施します。 2 つ以上の医療機関で診療が必要になった場合の報酬算定についてのルール等、連携時の詳細なルールづくりを行います。 iPad 等情報通信機器を活用したオンライン診療等に対応するため、現状と課題を共有するための検討会を開催します。 課題解決が難しい内容等については、地域ケア会議等に提案していきます。 	0 回	1~2 回/年	
3 在宅医療についての普及啓発活動等の取組	記載のポイント（主催、誰が・誰に対して行うのか、開催頻度、取組内容） <ul style="list-style-type: none"> アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）を普及するためのポスターを作成し、医療機関等に配布し、掲示します。 	0 回	1~2 回/年	